

# 沖縄製糖産業の戦後過程とその問題点

石 原 肇

はじめに

## I 戦後における製糖産業の発展

- (1) 戦後混乱期
- (2) 再建期
- (3) 展開期

## II 沖縄製糖産業の現状と問題点

おわりに

はじめに

沖縄では、製糖産業が基幹産業の第1にあげられ、パイン産業と並んで、きわめて重要視されていることは周知のとおりである。事実、砂糖類の輸出は、沖縄における輸出総額の約60%を占めており、輸入依存度の高い沖縄経済において貴重な存在であることはいうまでもない。このために「琉球政府」はもとより、本土政府も製糖業に対して「保護」奨励の諸策を実施している。その結果産糖量も増大し、1960~61年段階には戦前水準を超え、現在では戦前の約2倍の砂糖が生産されている。しかし、ここに問題がないわけではない。いや、むしろ基本的には、製糖業そのものの発展が問題自体の発展でもあるといわなければならない。すなわち、「国民」所得のうち、第3次産業が70%を占め、また輸入に対する輸出の割合が30%にすぎないという、いびつな産業構造をもつ沖縄経済において、製糖産業はたしかに貴重な存在であろう。しかし、一方においては貧困な農業にその存在基盤を置き、他方では政治的保護措置によって

支えられている沖縄製糖業の現実をみると、このような製糖業に輸出の60%を依存しなければならない沖縄経済のいびつな性格およびそれを生み出したものに注目せざるを得ない。そして、こうした観点から沖縄製糖業をみると、その発展過程はもとより、個々の会社の抱えている問題にまで沖縄の置かれている軍事植民地としての特殊な立場が反映している事実を認めることができる。

さらに現在、表面に現われている主な問題題目体を採り上げてみても、農民の窮乏化から生ずるキビ生産の粗放化、キビ生産の減少、原料不足による工場の操業不足、財務状態の悪化、生産費の割高、下請的性格による不安定性、等々があげられる。いずれも深刻な問題である。そのために、最近の沖縄では「砂糖だけには頼れない」「製糖業は曲り角に来た」という声が聞かれる。たしかにその通りである。だが、深刻な矛盾に悩んでいるのは製糖産業だけではない。むしろ「奇型児」的な沖縄経済そのものの悩みであるといわなければならぬ。しかがって、われわれは表面に表われた個々の問題の解決策をあれこれと考える前に、沖縄の置かれている特殊な立場に起因する基本的な矛盾とこうした諸問題との内的関係を追求しなければならない。

本稿は、当面製糖業に問題を限定しながらも、できるだけ前述した問題を意識しながらその本質に接近しようとする一つの試みである。

## I 戦後における製糖業の発展

沖縄製糖業の発展過程を考察する前に、その分析方法について簡単に述べる必要があろう。いうまでもなく、分析は対象の性質に則しておこなわなければならぬ。では沖縄経済の特殊性はどのようなものであり、われわれの分析の拠点はどこに求めたら良いのであらうか。一言でいえば、沖縄の場合、自立的な国民経済が形成されていないところに特殊性があるといえよう。そもそも沖縄では、戦後沖縄経済というものがあり、それに基地がつけ加わったのではなく、戦闘で完全に荒廃し切った土地に、まず米軍の直接統治が開始され、その軍事上の要請に基いて、沖縄住民の社会生活や経済活動が、基地維持の一手段ないしは結果として発生したものである。米軍は沖縄住民に対する行政、立法、司法の権限を有するのみならず経済政策の立案、実施の権限をもち、また金融、電力、水道等をも直接支配している。沖縄における施政権は沖縄経済に立脚するものでなく、アメリカ独占資本主義の上部構造として、沖縄経済を支配し、規定するものとして現われている。戦後の沖縄を貫いているものはアメリカの沖縄政策であり、米軍、日本独占資本と沖縄住民の関係の諸形態が沖縄戦後史であるといえよう。

それゆえ、本稿における分析の焦点はまず米軍の沖縄政策に合せられねばならない。そして、それと沖縄住民、日本独占資本との関係を追求し、その中で製糖業の分析を進めなければならないであらう。

こうした観点からみると、沖縄戦後史をほぼ三つの段階に分けることができる。もちろん問題によって若干のずれがあり、厳密に規定することはできないが、1945年～1949年＝第1段階＝戦後混

乱期、1950年～1957年＝第2段階＝再建期、1958年～現在＝第3段階＝展開期の三段階である。以下、それぞれの段階における全般的な状況を探り上げつつ、その中の製糖業を考察することにしよう。

### (1) 戦後混乱期

沖縄の戦後史は1945年6月23日における日本軍の壊滅とともに始まる。沖縄の人達は島内各地に設けられた捕虜収容所に入れられ、米軍が支給する食料、衣服によってその日暮しが続いた。一切の生産手段が戦闘によって失われたのに続いて戦前、戦中における社会的諸関係も壊滅したのである。米軍は全土を占領地として直接支配し、必要な地域に基地を建設していく。こうした状態が約半年ばかり続くが、その後米軍は、基地用地として囲い込んだ残余の土地を沖縄住民に解放し、その居住地と耕作地を割り当てていったのである。その結果、耕作地は激減し、50年代における土地接収と相まって、今日のような極零細農業の基礎構造が形成されたのである。それゆえ、これは米軍による経済支配の第1歩であったといえよう。しかし、米軍はこの時期にはまだ明確な統治方針をもたず、住民の生活、経済等に対する積極的な政策を示さなかった。

ところが、反ファシズム統一戦線が本来の東西両陣営の対立に転化し、中国革命が成功するに及んで、沖縄基地の重要性は決定的なものになる。その過程でアメリカは沖縄を軍事植民地として長期に支配する決意をし、明確な方向を打ち出すのである。そこで米軍がまず着手したのは、軍事植民地としての基盤整備であった。それは一方では統治体制の確立として、他方では民生安定のための経済再建として現われた。経済再建の諸政策が具体化するのは1948年頃からである。たとえば

## 沖縄製糖産業の戦後過程とその問題点

1948年5月に琉球銀行の設立が、同年7月に第3次通貨交換がおこなわれている。これは、一方では経済再建の基礎づくりであるが、他方では沖縄における金融の支配権を米軍が保有することを意味している。さらに同年末、配給の官営が廃止され、自由経済実施の布告が公布された。

こうして沖縄経済は、アメリカの軍事植民地として、米軍の支配の範囲内での、すなわち米軍の沖縄政策の枠内での資本主義的再建という大きな方向を与えられることになったのである。しかしこれが具体的に展開するのは1950年代に入ってからのことである。

では、この間に砂糖産業はどうなっていたであろうか。終戦直後はほとんど全滅状態であった。すなわち、激しい戦闘によって製糖施設は全滅し蔗園もほとんど潰滅状態であった。また1945年中は、ほとんど全部の住民が収容所内に捕虜として居たために耕作もまったくおこなわれなかった。1946年に入ると居住地と耕作地の割当がおこなわれ、新しい村落への移住が許可されたが、米軍政府は食料増産を当面の重要課題であるとして甘蔗の生産を許さなかった。米軍の指示によって蔗園が焼却され、甘藷への転換がおこなわれた。そのため、蔗園のみならず、甘蔗そのものが全滅の危機に瀕したのである。しかし当時石川市にあった諧じゆん委員会農務部は、甘蔗のこうした事態を憂慮し、蔗苗の保存のために、当時中城村津覇地区に残存していた蔗茎から60,000本分の苗を北部の今帰仁村に移送して将来に備えたのであった。さらに、すでに甘蔗が全滅していた八重山地区にも3,000本の苗が送られ、苗園が設置された(注1)。これが製糖産業復興の基礎になるわけであるが、それはまだ後のことである。当時における製糖と

いえば、営業としてのそれは存在せず、住民が在来鉄車の材料を集めて組み立て、残茎を収集して人力で圧搾し、自家用の黒糖を一部で製造していたにとどまるものであった。当事の実情を知ることは困難であるが、その原料を残茎に依存していたことから推定すれば、とても問題にする程度のものであったとは考えられない。

しかし、そうした中にあって糖業再開への一定の動きは始まっていた。すなわち、甘藷連作による被害から食料増産の目的を達成することができなかったこと、および農民生活が非常に悪化したことなどが基礎になって、1947年頃より農民の間で糖業復興を要求する声が高まったのである。そして同年3月、当時沖縄政府工業部副部長であった宮城仁四郎氏が「沖縄糖業振興の急務について」という意見書を沖縄政府と米軍政府に提出した。だが、米軍政府は「沖縄本島に糖業を興すことは食料増産と競合し必然的に食料の絶対量の減少を来たす(注2)」という理由から、積極的な策を示そうとはしなかった。ただ、南大東島においては許可の可能性がある旨を示唆し、同氏は同年8月企業免許を申請した。前述したことからも明らかのように、丁度その時期は米軍の沖縄政策が急速に変化していたときであった。そのために米軍政府は翌1948年1月になると南大東島における甘蔗栽培を許可し、同島における製糖企業を免許したのである。同年11月ようやく大東糖業株式会社が設立され、沖縄における製糖業再出発の第1歩がふみ出されることになった。しかしながら、同社が操業を開始するのは1951年3月のことであり、また、米軍政府および琉球政府が製糖産業の再建を積極的に採り上げるのは1950年になってからである。その意味でこの段階は胎動期と称することが適当

であろう。

## (2) 再建期

沖縄経済再建への動きは、いいかえるとアメリカの軍事植民地政策の具現化過程でもある。そのために経済再建の端緒をなすものもアメリカのガリオア援助であった。この援助は1947年から1957年までの10年間に約1億8千万ドルおこなわれている。最初は食料品などの生活必需品を中心であったが、1949年末以降には車輌、船舶、建設資材などが含まれ、一方ではこれらの資材をもとに海運、運送、水産会社が再建され、また他方ではこの売上代金が琉球復興金融基金の資金に充当された。さらに、1950年代になると基地建設が急ピッチで始まる。たとえば1950年3月に始まった二ヶ年計画基地建設工事には7千余万ドルが計上されている。また、1951年から1957年までの米軍基地支出は3億2千余万ドルともいわれている。生産施設のほとんど全部を失っていた沖縄経済に対してこのような基地需要がどのような影響をもたらしたかは、たやすく想像できる。いわゆる地元資本の主なるものが50年代の前半期に設立されているが、それらは植民地にふさわしく、一方では何らかの形で米軍との関係をもつと同時に、他方は産業的にみて建設業および流通過程に集中しているのが特徴である(注3)。基地依存経済という沖縄経済の体質はこのように出発点から規定されていたのであった。

さらに1952年になると「琉球における外貨投資」に関する米民政府の布令が公布され、外資導入に対する若干の配慮がなされて、部分的には実施されたが、しかし、この段階におけるアメリカの沖縄政策の基調は、日本本土から沖縄を経済的にも隔離して、絶対的に支配することに置かれていたため「沖縄人による沖縄経済」「地元資本の優先

」という原則が貫かれ、つきの段階におけるような大きな影響をもたらすものではなかったといえる(注4)。

こうして1950年代における沖縄経済の再建は、原則的には日本本土経済から資本的に隔離させ、基地需要を中心に展開したのである。それは沖縄住民を「基地経済」に巻き込む過程であり、沖縄経済の軍事植民地化の過程である。このような「経済再建」の方向は、一方では一定の資本蓄積をもたらすが、その反面、基地拡張に対立する階層との間の矛盾をも必然的に激化させる。その典型が土地問題であろう(注5)。1952年のサンフランシコ条約発効後、米民政府は平和条約発効後も軍用地権利を保持するために「軍用地の契約権について」という布令を公布した。しかし、契約期間が20年にもおよび、補償が低額であったため契約は不成功に終った。その解決がつかない間に「土地収用令」が公布され、住民の抵抗に対して武装兵を出動させて強制収容することがおこなわれた。そのため沖縄住民の不満はこれを契機に爆発し、米軍がこれに高姿勢で対処したことと想い待って、いわゆる島ぐるみ闘争にまで発展したのである。このような沖縄住民の激しい抵抗によって、アメリカは1958年以後、ふたたびその政策を変更しなければならなかった。しかしそれは沖縄政策を根本的に変更したものではなく、沖縄経済の特定領域に日本本土資本を導入し、沖縄経済の発展によって住民の反抗を緩和しようとするものであった。その意味で、こうした処置は再編強化の過程であるといえよう。

ともあれ、この間に商品流通は拡大し、一定の資本が蓄積された。しかしその反面、農民は土地を失い、戦前農家一戸あたり75アールあった平

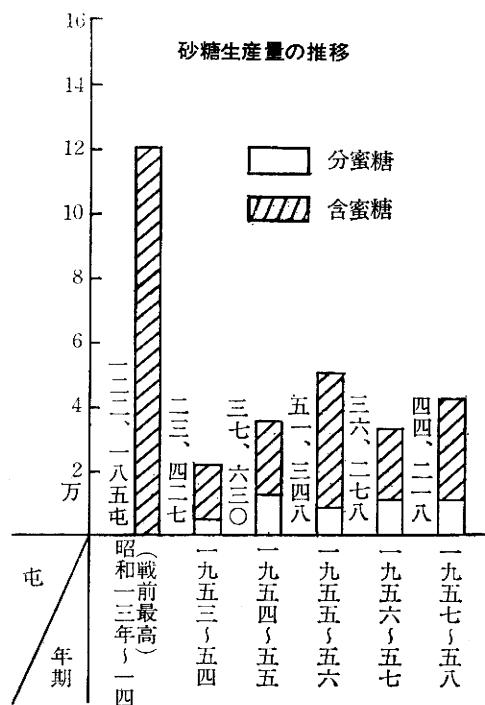
## 沖縄製糖産業の戦後過程とその問題点

均耕地面積は、1957年には47アールに減少し、農業経営は一層零細化されたのである。こうした事実を念頭に置きながら、つぎにこの段階における製糖業をみることにしよう。

すでに述べたように、沖縄における製糖産業復活の世論は1940年代末より急速に高まっていた。その原因を詳細に知ることは困難であるが、当時の大まかな状況から察して、商品経済の復活に伴う農家における現金支出の増大、基地拡張による耕作条件の質的、量的悪化、その結果としての農民生活の困窮などが主な原因であると考えられる。このような世論を背景として、1950年あらたに発足した琉球農林省は糖業復興計画を立案し、米軍政府に対してこれを提出するとともに、糖業再建の援助を要請した。これに対して米軍政府は否定的な態度をとらず、糖業に関する公聴会を開いて、糖業を復活するか否か、復活するとすれば如何なる形態をとるかということを討議せしめたのである。米軍がなにゆえ以前のように否定的な態度をとらなかったかということは知ることができないが、糖業復興に関する沖縄住民の強い世論を無視することができなかつたこと、食料増産が当初の目標どおりに実現しなかつたことなどをあげることができよう。しかし、なによりも当時米軍側が、すでに沖縄の長期維持という政策を実行しつつあったという事情が決定的であったといわねばならないであろう。さらに1950年6月には沖縄本島南部の市町村長、議会議長および農協組合長ら60名によって軍資源部長に対して工場設立の陳情書が提出された。他方軍政府もハワイ、ルイジアナから技術者を呼んで、糖業の立地条件について検討をおこなわせている。

こうして製糖産業の再建が決定し、1951年1月

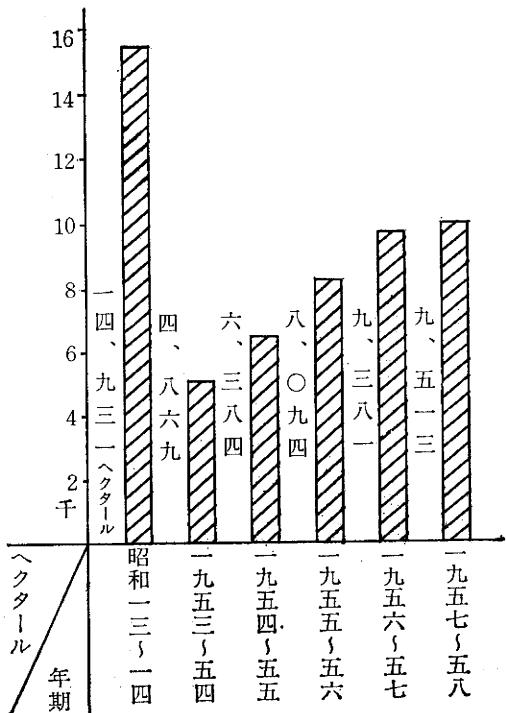
には伊江村農協など10ヶ所に対して製糖場設置のための補助金が交付されている。さらに同年3月から大東糖業が分密糖の生産を開始し、同年1月に創立した琉球製糖は米軍政府の斡旋により、ハワイから遊休工場の機械を購入するとともに、名古屋製糖から1千万B円の資本を導入して、1953年1月より分密糖の生産を開始している。その後か1958年までに操業を開始したおもな工場としては、沖縄製糖（1953年含密糖）、琉球農連西原工場（1956年含密糖）があげられる。しかし、この段階で製糖工場と称しうるのは前述の4工場にすぎないのであって、大部分の製品は農家が単独ないし数戸で経営する家内工業的製糖所において生産されたと思われる。すなわち、この段階における砂糖生産量の推移は第1表のとおりであるが



琉球政府「糖業年報」第8号

表の示すように、製品の大部分は含密糖である。さらに事業所の数からみると、次段階の初期1959年においても、分密糖工場2に対して、含密糖工場は350の多数にのぼっている。1959年における一工場当たりの平均出荷高は、分密糖工場では6,387トンなのに対し、含密糖工場では約70トンにすぎない(注6)。このような事実から推定すると、この段階における沖縄製糖産業は、小商品生産が支配的であり、その資本主義展開は次段階においてであるということができよう。なお、本土との関係にしても、日本政府が1952年に含密糖を、1954年に分密糖を南西諸島物資として関税を撤廃し、外部からてこ入れをおこなったこと、および前述した琉球製糖に対して名古屋製糖から例外的に資本参加があったにすぎない。

#### キビ作付面積



琉球政府「糖業年報」第8号

こうして、沖縄製糖産業の復興は、原則的には、日本本土から隔離し、「沖縄人による沖縄経済」というアメリカの沖縄政策の枠内で、農民を主たる担手とした小商品生産として確立したのであった。農民は商品流通の拡大によって、また他方では基地拡張によって生じた耕作条件の悪化を劣等地でも成育するキビ作によって補充しようとして、砂糖生産を発展させたのである。その結果、キビの作付面積は第2表にみられるように増大し、砂糖生産量も第1表のごとく成長したのであった。

だが、こうした小商品生産は一方ではたしかに生産を発展せしめるが、他方ではその限界をも必然的に現わすものである。それは第1表にみられるように、復興初期には急速に増加しているにもかかわらず、一定水準に到達するや、その成長はきわめて緩慢になっていることから理解できる。しかも、その到達水準は戦前水準の約62%にすぎないのである。これは戦後における悪化した条件のもとでの、小商品生産がもつ生産力発展の限界を示したものということができるであろう。そして、この限界は沖縄製糖産業の発展によって克服されるのではなく、米軍の占領政策の変更を基底とし、本土からの資本導入によって上から強制的に発展せしめられてゆくのである。つぎに展開期を考察することにしよう。

#### (3) 展開期

すでに述べたように、前段階における沖縄経済は基地建設によって主導され、きわめていびつな経済構造をとりながらも一定の成長と蓄積をおこなってきた。しかし、基地経済の発展は住民の大多数を占める農民から強制的に土地を収奪し、その生活をおびやかしたため、激しい反対闘争を誘発したのである。米軍は沖縄住民の闘争に対し終

## 沖縄製糖産業の戦後過程とその問題点

始高姿勢でのぞみ、その政策を強行したため、土地問題を中心とした闘争はいわゆる島ぐるみ闘争にまで発展したのである。しかし、こうした激しい沖縄住民の抵抗に危険を感じた米軍当局は、1957年6月におこなわれた岸・アイク声明以後、その線にそって政策の転換をおこなうにいたった。すなわち、「琉球住民の問題は現実的にみて、基本的には経済問題である」という認識に基いて、日本本土資本の沖縄進出を許すことにより沖縄経済の資本主義的発展を促進するという方向に転じたのである。だが、この政策転換の真の意義は、あくまで沖縄住民の要求を経済的不満に矮小化し、貧困な資本を本土資本の進出によって補充し、これによって経済的不満を緩和させると同時に米軍に協力的な沖縄支配層の勢力の強化を通じて米軍統治の安定を計るところにあったことはあらためて指摘するまでもないであろう(注7)。したがって、本土資本の進出といつても無条件なものではなく、米軍支配の枠の中に限定されていたのは後述するとおりである。

こうして、米軍は1958年より新政策を着々と具具体化している。まず、通貨切替を実施し、これまでのB円軍票を廃止してドルに改めた。それはドルを欲求する本土資本を誘うに十分な魅力をもつものであった。さらに布令11号「琉球列島における外国人の投資」が公布された。その基本的なねらいを規定した「政策」の項にはつぎのように述べられている。すなわち、「……高等弁務官及び行政主席は、琉球人と共同、もしくは外国資本単独のいずれを問わず、前述の目的の達成に全面的実質的寄与をすると同時に、投資者側も適当な利得をうけるごとき外国資本の投資を歓迎する。… …琉球の通貨としての米国ドルによる資本、及び

利潤の自由送金制及び現在提供されているその他誘因のはかに、さらに米国民政府及び琉球政府は外国及び島内の民間企業を琉球経済の工業化に参画させるために投資環境を絶えず改善するよう最大限の努力をする。」と。ここに米国政府の経済政策の転換が明瞭に表れている。「沖縄人による沖縄経済」という前段階の原則は否定され、ドル貨による自由送金制という誘因に加えて、米民政府および「琉球政府」による投資環境の改善努力が規定されていることは注目に値する。この点は製糖業の資本主義的展開に要重な影響を与えたことは後述するところである。また、この他に、同年布令12号「琉球列島における外国貿易」が公布され、公認金融機関を通じて全額現金決済がおこなわれる貿易は認可を必要としなくなった。このような措置の結果、1958年以降、沖縄における外資の流入は急速に増加している。これを示せば第3表のことおりである。

しかし、このことは沖縄経済の支配権を米国が本土資本に委ねたことを決して意味しない。すでに触れたように、アメリカは自己の統治を安定させる限りでこうした措置をおこなったのである。外資の進出は米民政府の支配する外資導入審議会の許可を必要とするし、また、導入した資本に対しても、琉球開発金融公社（1959年設立）の長期資金を通じて金融的に支配する道を開いている。こうしたことは投資分野にも現われているのであって、第3表が示すように、日本本土資本が進出している領域は製糖、パインおよび一般工業（主として繊維）に集中しており、水、電気、石油、金融はアメリカ側の独占するところとなっている。

こうした米民政府の政策を具具体化する方向で「琉球政府」は1959年以来集中的に積極的措置をお

## 石 原 肇

業種	外 資 導 入										計													
	年 度	1958	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966														
砂 糖 パ イ ン 業	(6)	688,990	(1)	150,000	(7)	605,400	(5)	301,500	(2)	400,000	(2)	430,000	(3)	365,000	(1)	10,000	(2)	70,000	(2)	32,500	(24)	2,940,890		
農 林 業	(1)	666,533			(1)				(1)	12,000	(2)	51,000	(1)	42,000	(1)	40,000	(2)	45,000	(9)	822,053	(6)	162,000		
畜 産 業	(1)	55,000			(1)				(1)											(2)	207,000			
水 産 業				200,000				7,000												(1)	(1)	32,000,000		
石 油 事 業																				(7)	32,000,000	(76)	4,974,250	
一 般 工 業	(2)	234,000	(2)	247,000	(10)	283,000	(1)	6,000	(7)	109,500	1,978,200	(10)	358,500	(7)	156,500	(9)	1,422,800	(6)	178,750	(2)	290,166	(7)	2,940,890	
化 学 薬 品 製 造	(1)	175,000	(2)	22,666			(2)	57,500			(1)	15,000	(1)	20,000	(1)	110,000	(1)	150,000	(2)	825,000	(25)	1,879,500	(28)	32,000,000
清 涼 飲 料 水 製 造	(3)	530,000						197,500				67,000												
輸 入 販 売	(15)	737,126										9,000		150,000		310,000								
輸 出 業																								
機 械 修 理 販 売	(1)																							
放 送 出 版 広 告 サ ー ビ ス	(3)	175,000																						
専 門 的 サ ー ビ ス 業	(10)	23,000	(1)	20,000	(4)	5,000	(2)	3,800	(1)	126,445	39,700	(6)	4,000	(4)	2,002	(3)	14,500	(1)	10,000	(2)	2,500	(3)	21,500	
運 輸	(4)	400,000																						
保 険 金 融	(6)	65,000	(2)		(1)																			
観 光 ホ テ ル レ ス ト ラ ン	(1)																							
百 貨 店	(5)	243,000																						
そ の 他	(59)	500,000	(9)	40,000	(27)	40,000	(20)	27,000	(20)	686,994	(34)	184,700	(29)	171,400	(24)	122,000	(20)	140,000	(20)	555,000	(5)	471,500		
計	3,972,649	939,666	1,538,400	1,213,300	707,215	3,028,694	1,431,434	1,247,902	2,270,300	53,942,952	(291)	140,000	(20)	140,000	(20)	50,092,510	(24)	1,912,094	(291)	243,000	(24)	2,940,890		

貿易要覧より

くなっている。すなわち、同年には「重要産業育成法」、「糖業振興法」および「パインアップル産業振興法」を成立させ、パインと糖業を基幹産業として沖縄産業の資本主義化への方向に進んだのである。さらに、日本本土政府は1962年以来実施された「ケネディ新政策」に積極的に協力する姿勢を示し、1962年以降、急速に沖縄援助を拡大した。また、ベトナム戦争の激化は基地関連産業を通じて沖縄経済に特需ブームをもたらし、沖縄資本主義は「未曾有の持続的高度成長」を経験したのである。その過程における国民所得の成長は第4表の示すごとくである。

こうして、沖縄経済の規模は拡大し、アメリカ

の意図は成功したかにみえた。しかし、このような発展は同時に矛盾激化の過程であり、さまざまな問題を生み出したのである。すなわち、資本蓄積の進行は労働問題を深刻化させたが、とりわけ農産加工業の資本主義化は農民の地位を一層低下させ、商品経済の拡大と相い待って農村における階級分解と兼業化を促進した。基地拡張による農民からの土地収奪はこれに拍車をかけるものであった。さらに、沖縄経済の成長が、ベトナム特需および援助といった「他律的需要」によって促進されたことは、外資導入と共に沖縄経済をますます従属性の性格のものにし、全体として不安定なものにしてしまったのである(注8)。

沖縄製糖産業の戦後過程とその問題点

第4表 実質国民所得

項目	単位	1961年	1962年	1963年	1964年	1965年	1966年
名目国民所得	百万ドル	209.2	232.2	271.6	296.9	340.0	401.9
消費者物価指数 1961年度=100		100.0	101.8	105.1	109.2	111.0	114.3
実質国民所得	百万ドル	209.2	228.1	258.4	271.9	306.3	351.6
一人当たり名目所得	ドル	237	259	299	322	364	428.0
一人当たり実質所得	ドル	237	255	284	295	329	375.0
総人口	千人	883	895	908	923	933	938

「琉球統計年鑑」(1966年)

では、このような経済発展の中で製糖業はどのような展開を示したのであろうか。いいかえれば「ケネディ新政策」に象徴されるこの段階のアメリカの沖縄政策は製糖業の発展にどのように特殊化されたであろうか。まず製糖資本の動向から考察することにしよう。前に述べたように、前段階における砂糖生産の主たる担い手は農家が営む家内工業的製糖所であった。製糖業の資本主義

化は1958年以降に生じたものであるが、これは前段階における小商品生産の発展の結果として現われたものではない。それはアメリカの新政策の具体化として、本土から資本を導入することにより商品生産に対立して上から強制培養的に実現されたのである。この段階における主な製糖会社の新設と増設に際しては殆んどすべての場合、本土製糖会社あるいは商社資本が導入されている(注9)。

第5表 製糖会社外資導入状況

会社名	設立年	資本提携先	導入許可年	金額	備考
琉球製糖	1951年	名古屋製糖	1952年 1957年	1,000万B円 138,900ドル	
八重山製糖	1957年	大日本製糖	1958年	1,000万B円	
北部製糖	1959年	三井物産、九州製糖	1959年	150,000ドル	
宮古製糖	1959年	大阪製糖 丸紅	1960年 1968年	200,000ドル 200,000ドル	
西原製糖 (後に中部製糖と改称)	1959年	横浜製糖 日新製糖	1960年 1964年	300,000ドル 300,000ドル	
久米島製糖	1960年	東食	1961年	225,000ドル	
石垣島製糖	1961年	大日本製糖	1962年	200,000ドル	
伊良部製糖	1962年	大阪製糖 丸紅	1962年 1968年	100,000ドル 100,000ドル	
小浜製糖	1964年	大洋漁業	1964年	130,000ドル	合密糖工場
波照間製糖	1961年	横浜製糖	1965年	50,000ドル	合密糖工場
第一製糖	1961年	台糖	1965年	300,000ドル	

琉球政府通商産業局「外資導入免許業者名簿」より作成(1968年5月20日現在)

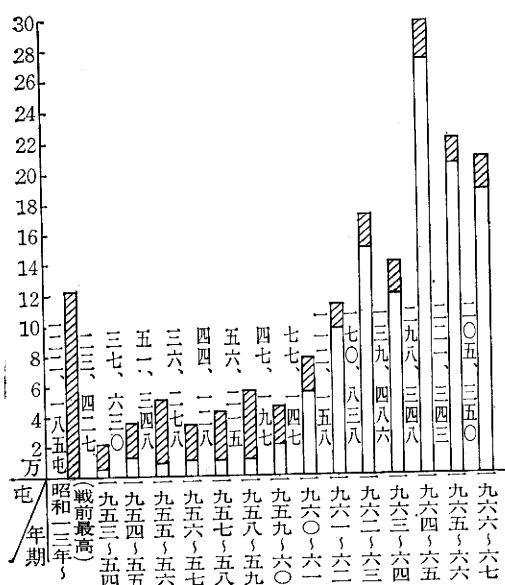
## 石 原

## 肇

この状況は第5表の示すとくである。だが、このような本土資本の導入による企業の設立は沖縄製糖業に対し、その出発点から強度に従属的、下請的性格を与えたのである。むしろ、実質的にはこの設立が、地元資本との合弁という形式をとりながらも、本土製糖資本の沖縄工場の設立であったということがより適切であるかも知れない。こうした性格はつぎのような事実にも表われている。すなわち、前段階における主要製品は含密糖であった。しかし、本土資本の進出が精製糖原料としての分密糖部門にはほとんど限定されていたために1959—60年度を契機として両者の関係は逆転し、含密糖生産がその後減少の一途をたどるのに反して、分密糖の生産が急上昇しているのは第6表のとおりである。さらに、沖縄における分密糖工場がす

第6表 さとう生産の推移

□ 分蜜糖  
▨ 合蜜糖



四 琉球政府「糖業年報」

べて砂糖輸出業者を兼ね、しかも製品の大部分が提携先に納入されている事実はその下請な性格を物語るものであるといえよう。

こうして、ともかくも1958—61年の間に資本制的製糖企業が設立され、前段階において支配的であった小商品生産の壁が破られて生産量も増大した。しかし、このような製糖業の資本主義化は単に本土から資本を導入しただけで確立したのではない。布令第11号が規定しているように「投資環境を絶えず改善するよう最大限の努力」がおこなわれねばならなかった。すなわち、琉球政府は1960年1月に「製糖工場整理補助金交付要綱」を公布し、前段階における製糖の担手であった小型製糖工場を奨励金を出して閉鎖させたのである。その結果、小型含密糖工場の数は急激に減少し、それに替って、本土資本を背景とする大型分密糖工場の支配網が確立されてゆくのである。第7表はこの時期における製糖工場数の変化を示したものであるが、前述した状況を明瞭に表わしている。

さらに琉球政府は1959年に前述した「糖業振興法」を成立させ、製糖業の振興を図った。同法の

第7表

年 次	含密糖工場数	分密糖工場数
1959年	350	2
1960"	289	4
1961"	160	7
1962"	98	14
1963"	52	13
1964"	33	14
1965"	37	13
1966"	24	15

第11回琉球統計年鑑より作成

## 沖縄製糖産業の戦後過程とその問題点

第8表 作物別作付推移 生産量トン、作付面積 アール

年次 項目	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966
甘 薯 生 産 量 作付面積	494,904 967,122	667,302 1,052,955	1,074,510 1,346,731	1,433,720 1,836,945	1,173,442 2,109,565	2,435,218 2,983,045	1,861,962 3,197,553
パ イ ン 生 産 量 作付面積	28,813 117,748	33,788 172,626	33,556 136,712	32,718 155,482	42,831 211,508	49,250 230,786	67,111 465,408
水 稲 生 産 量 作付面積	31,961 1,172,800	25,307 1,052,000	25,082 971,700	7,680 390,700	10,238 406,600	8,285 346,900	9,204 431,200
葉たばこ 生 産 量 作付面積	670.9 40,862	592.9 44,563	624.3 37,501	472.6 34,196	418.7 26,690	507 36,040	583.3 32,100
甘 薯 生 産 量 作付面積	180,328 1,046,300	135,005 806,400	98,166 570,400	69,618 470,098	61,135 382,420	86,887 404,000	135,450 574,800
大 豆 生 産 量 作付面積	4,371 439,500	4,995 423,400	2,895 278,100	315 156,400	293 45,533	284 32,591	244 32,100
小 豆 生 産 量 作付面積	1,161 127,800	1,001 60,400	624 49,300	408 24,300	174 21,465	55 7,106	不 明 5,400

主な内容は、(1)糖業審議会の設置、(2)琉球政府のもとにおける原料生産計画の集約、(3)製糖企業の許可制、(4)原料売買最低価格基準の決定、(5)製糖業者および原料生産に対する低利(最高年利5分)長期(最高10年)資金の融資、(6)その他、である。このうち、(3)および(5)は、現実的には大型製糖資本の保護育成措置であり、また、(2)、(4)および(5)は製糖資本の存立基盤である原料生産の整備にはかならない。したがって、同法の根底には製糖業の資本主義的展開を促進するという思想が一貫しているといわねばならない。

だが、こうした立法措置と並んで、原料供給基盤の「整備」を現実的に実行し、糖業資本主義化の総仕上げをおこなった要因の一つとして「米余剰農産物借款」をあげておかねばならない。同借款は、1962年に琉球開発金融公社(民政府直営)と米農林省との間で契約されたもので、その契約内容は1962年から3年間にアメリカから、米、とうもろこし、小麦、大豆、綿花、葉たばこ、大豆油などを輸入し、その売上代金を20年間開発金融公社に積立て、沖縄の「経済開発」に使用すると

いうものであった(注10)。たしかに、その基金の一部は製糖資本の設備投資などに融資され、一定の「効果」をもたらしたが、その反面9,251,000ドルに昇る農産物の輸入は、小規模な沖縄農業に対して決定的な影響を与えたのである。第8表が示しているように、水稻、甘薯、大豆、小豆などは激減し、その反面、甘蔗およびパインアップルは急速に増加している。こうして、沖縄農業の構造は急激に変化し、「植民地的単作農業」へと傾斜していくのである。それと共に、製糖資本に対する農民の従属も深められたのであった。

以上のような経過をたどって、沖縄製糖業は1963年頃、ほぼ資本主義的体制を確立したといえるであろう。そして、生産量も増大し、1964年には農村でも「砂糖キビブーム」ということばさえさやかれたといわれている。しかし、同時に1963年は沖縄製糖産業の転期でもあった。というのは沖縄における製糖業界、政府、立法院関係者の数回におよぶ上京、陳情にもかかわらず、本土政府は同年8月より砂糖貿易の自由化を実施したからである。だが、国際糖価が安定していた1964年前

第9表 国際糖価の変動  
(セント/ポイント)

年 次	1962	1963	1964	1965	1966	1967
単 価	6.50	7.63	2.36	1.87	1.72	1.81

桜井誠前掲論文

期までは、この影響は直接表面には現われていな  
い。けれども第9表にみられるような、同年には  
じまる国際糖価の急落は沖縄製糖業にも、もろに  
反映し、しかも、その「しわよせ」が原料売買価  
格のうえに集中的に現われている。原料平均価格  
の推移は第10表のとおりである。同表が示してい

第10表 原料売買価格の推移

年 次	1961～ 62	1962～ 63	1963～ 64	1964～ 65	1965～ 66	1966～ 67
砂 糖 キ ビ ト ン 当 り 単 価	ドル 15.37	20.35	24.41	14.70	16.22	16.47

琉球政府農林局「糖業年報」第8号より作成

るよう、1963～64年度にはトン当たり24ドル41セントであったものが、1964～65年度にはいきょに14ドル70セントに下落し、その後も低迷を続いている。当時のキビ1トン当たりの生産費が、全沖農(全沖縄キビ代値上げ農民協議会)の計算によると24.5ドルであり(注11)。また琉球政府統計庁の調査によても、単位面積当たり収穫量がもっとも多い夏植で15.65ドル、春植で16.60ドル、粗放的な株出で10.33ドルとなっている(注12)。こうした事実は自由化に際して立法された「沖縄産糖の政府買入れに関する特別措置法」による「保護措置」が誰のためのものであり、また、糖業審議会による原料売買価格の決定が客観観的には、製糖資本の原料基盤の維持以上の意味をもつものでないことを示すものであるといわねばならない。そして、こ

のようなしわよせの結果、キビの作付面積は1965～66年度をピークとして減少に向かい、その内容も粗放化してゆくのである。

他方「琉球政府」はこうした傾向に対して1964年頃から製糖企業の統合の方向を打ち出し、立法院で問題になったにもかかわらず、同年6月、琉球農連第1工場を民間企業である中部製糖(横浜製糖系)に吸収合併せしめた。しかし、本土資本によって支配されていた企業を「琉球政府」が指導することは困難であり、わずかに同一系列に属していた石垣島製糖と八重山製糖の合併が実現したにとどまるものであった。これに対して製糖資本相互間の競争はむしろ激化し、原料生産は減少に向いつつあったにもかかわらず、1966年以降大手資本のもとでは設備投資が相いついでおこなわれ、原料処理能力が増大している。たとえば1965～66年期に北大東製糖が150トンから250トンに、琉球農連貝志川工場を2,000トンに、中部製糖第1工場を2,000トンなどという能力強化がおこなわれていて、さらに66～67年期には琉球製糖が2,000トンに、第一製糖が1,800トンに能力変更したほか、北部製糖があらたに2,000トンの羽地工場を新設した。しかし、その後のキビ価格の低迷からくる作付面積の減少、および干ばつによる被害などによって原料生産は減少の方向に進み、「合理化」の矛盾がますます露呈されるにいたった。たとえば圧搾日数をみると、1964～65年期において北部製糖が170日、琉球農連が181日、琉球製糖が174日であるのに対して1966～67年期においては、それぞれ97日、103日、102日に減少している。一般的には120日程度の操業は必要であるといわれているところから推定すれば、重要な問題であるといわねばならない。さらに聞きとり調査によれば、設

## 沖縄製糖産業の戦後過程とその問題点

備投資の源泉を短期資金に依存している企業もかなり存在しており、また、支払利息が生産費の14%にも達している企業があるということである。

こうして沖縄製糖産業は、現在ふたたび壁に当面し、関係者は打開の道をさがし求めている。しかし、そこで示されている「合理化」の方向は、現行の糖価安定事業団から要求されているものであり、従属性の性格のものであるといわねばならない。その意味で製糖業の資本主義化の過程において追求された「合理化」の延長にすぎないと見える。たとえば、琉球政府農林局が1967年にまとめた合理化計画(注13)は、つぎのような基本方針を示している。

- (1) さとうきび生産者、分密糖製糖業者は一体となって目標生産費の達成をはかる。
- (2) さとうきびの原料最低価格は再生産を確保するものとする。
- (3) 適正な操業度を維持するために原料の増産を積極的に推進する。
- (4) 原料生産の拡大策及び製造技術の向上により目標年次における「さとうきび」生産量2,198千トン、歩留12.3パーセント、分密糖製造量270千トンを確保する。
- (5) この計画期間中原則として糖業事情に基本的な変化がない限り分密糖工場の新設を認めないものとする。
- (6) 分密糖企業の統合合併を推進する。

だが、このような合理化計画は、現在沖縄製糖業がかかえている問題を止揚しうるであろうか。製糖業の停滞は、これを基幹産業として沖縄経済の発展を企画した経済政策の行きづまりでもある。すでにみたように、沖縄経済の発展過程を基本的に規定しているものはアメリカの沖縄政策であり、

根底において貫しているのは軍事基地の安定的保持であった。それに規定されて沖縄経済はきわめてゆがんだ構造をもつにいたったのである。糖業の問題も沖縄経済のかかえる問題の一部である以上、単なる小手先の解決策によって矛盾を止揚しうるとは考えられない。つぎに、これまで述べてきた過程を総括しながら、現在かかえている問題をより詳細にみることにしたい。

### (注)

- (1) 琉球政府農林局「糖業年報」第8号
- (2) 琉球政府農林局、前掲書
- (3) たとえば沖縄第1の建設会社である国場組は、アメリカから労働手段の貸与を受け、最初軍作業員の住む家を立てたが、その後あらゆる形の援助を米軍から受けている。牧瀬恒二著「沖縄と米日独占資本」66ページ参照。また、当時、設立された企業名および業種については前掲書57~59ページ参照。
- (4) 砂川恵勝稿、『沖縄経済の現状』『世界』1968年10月号所版
- (5) 基地拡張に対立する階層は、基本的には労働者と農民である。このうち前者については別の論者が考察しているためここでは触れない。
- (6) 琉球統計年鑑1966年統計号より算出
- (7) エイルズ米陸軍次官は、米国の沖縄における軍事的自由が沖縄住民の不満によって妨げられる危険性を指摘し、これを緩和させるために、1. 琉球においてたえざる経済的向上を示すこと。2. 琉球政府の自治を増すことによって政治的尊厳を高めること。3. 米国の琉球列島管理に対する日本の正式な協力。が必要であると述べている。朝日新聞安全保障問題調査会編、「アメリカ戦略下の沖縄」155~156ページ参照
- (8) たとえば日本本土政府の援助はその用途が指定されており、それに対応して琉球政府も一定額の資金を準備しなければならず、援助によって事業の主体性が失なわれると同時に財政支出が増加し、これによって沖縄財政が圧迫される結果になっている。また、経済成長によって輸入が増加し、ますます援助基地に依存する度合が深まり、経済構造の寄型化は進展している。その結果ベトナム特需の減少した現在、沖縄経済は深刻な不況に落ち入っている。

- (9) 本土製糖資本が直接に導入されていないのは農連工場および小規模含密糖工場であり、民間大手では大東糖業およびその系列会社である北大東製糖の2社にすぎない。しかし、これらも独自の市場をもたないため、流通過程を通じて従属している。
- (10) 牧瀬恒二著「沖縄と米日独占資本」100ページ
- (11) 沖縄、小笠原返還同盟編「沖縄黒書」102ページ
- (12) 琉球糖業振興会「糖業関係統計資料」1967年161ページ
- (13) 琉球政府農林局「沖縄糖業の合理化計画」1967年

## II 沖縄製糖産業の現状と問題点

すでに述べたように、沖縄製糖業は、1958年以降におけるアメリカの沖縄統治政策の変更とそれに照應して立案された、砂糖とパインアップルを中心とする自立経済へという琉球政府の経済政策に裏づけられて、本土製糖資本の進出によって資本主義化への道を歩んだのであった。しかし、米軍の政治的、経済的支配のもとにおいて、沖縄の奇型児的経済構造は是正されるどころか、1965年以降におけるベトナム特需に刺激された高度成長によってむしろ促進されたのである。だが、奇型児的経済構造をもつ沖縄にあって不生産的需要の拡大は直ちに輸入を増大させ、国際収支のアンバランスを拡大させる。そのため砂糖輸出拡大の必要が増大し、その絶対額はたしかに増大した。しかし、それは収支バランスを回復するには、はるかに遠いばかりか、その過程で沖縄製糖産業の本土への従属が決定的なものとなったのである。現在沖縄は原料糖を本土に輸出し、精白糖を輸入している。しかも国際的に割高な沖縄粗糖の本土輸出は本土政府が制定した「糖価安定法」および「沖縄産糖買入れに関する特別措置法」によって支えられているのである(注14)。だが、こうした「保護措置」にも問題がないわけではない。いやそれど

ころか、そこに沖縄製糖産業の従属性格が、いかえれば本土製糖資本と本土政府の沖縄製糖産業に対する支配様式が集中的にここに現われているということができる。したがって、ここでは「沖縄産糖買入れに関する特別措置法」に規定されている買入価格算定方式を探り上げ簡単に検討しておかねばならない(注15)。1967年度における沖縄製糖の買入れ価格およびその算定方式は第11表に示されたごとくであるが、その点について若干の説明をすればこうである。まず平均的操業量は原料であるキビの重量で示される。原料価格は糖業審議会において決定され——もちろん本土の意向をくんで——工場歩留り——実質的には本土政府が決定——が指定される。これに操業度の向上、歩留り上昇率を見込んで製造経費が決定される。原料価格に製造経費が加算されて、キビ1tあたりの製造費すなわち第11表では9,127円20銭が算定される。これを歩留率で除して製品1トン当たりの原価73,606円が算出され、これに販売費を加算して80,400円が買入価格として決定されるわけである。しかしまずここで問題にして置かなければならないのは歩留率である。本土政府によって決定された歩留率は第11表によれば12.4%であるが、1966~67年

第11表 昭和42年度沖縄産糖買入れに関する資料

### 1 工場当たり

平均操業量	119,300トン
工場歩留り	12.4%
原料価格	6,120円(17.00ドル)
製造経費	3,007.20円(8.35ドル)
計	9,127.20円(25.35ドル)
製品トン当たり	73,606円(204.46ドル)
販売経費	6,855円
買入価格	80,461円
	80,400円(223.33ドル)

## 沖縄製糖産業の戦後過程とその問題点

期の分密糖生産における実際の歩留りは11.7%であった(注16)。この実際歩留りを基礎に計算すると製品トン当たり原価は73,606円でなく78,000円でなければならず、したがって、買入価格は80,400円でなく84,800円にならなければならない。さらに、この歩留率の差を同期の分密糖原料生産高に乗じて製品量に換算すると、実に11,623トンの差が生ずることになる。沖縄側は最初11.9%で交渉したものであるが、本土政府はこれを拒否するとともに、沖縄側の「合理化」努力が足りない、奄美なみに努力すべきである、そのかわり「合理化」資金として4億円を政府が支出することになったといわれている(注17)。さらに、沖縄産糖の買入価格自体についても、精白糖市価が基本売戻価格を下った場合、その差額の70%しか保護されず、残りの30%は沖縄側の損失であるとされている(注18)。

ではこうした「合理化」への圧力、糖価切り下げの強要はどこに起因するのであろうか。簡単にいえば、精白糖の生産過剰、製糖資本間の過当競争である。外貨割当当时すでに過剰であった溶糖能力が、粗糖自由化後、各企業が競争力を高めるために争って設備拡張をおこなったため、大巾に増大した。他方需要の伸びはこれに追いつかず、価格下落をもたらしたのである(注19)。これに対して製糖資本は輸入粗糖に対する課徴金が赤字を促進しているとして「糖価安定法」の改正を要求し、また「食品工業対策懇談会」は、支持価格、関税輸入規制などの安い方法で国内農産物をいたずらに保護する現在の農政を根本的に再検討すべきであると農林省に報告している(注20)。前述した沖縄産糖に対する価格切り下げ、「合理化」の強制は、こうした不均等発展にもとづく矛盾の転嫁に他ならない。

これに対して沖縄製糖資本は、すでに述べたように、実質的には本土の下請企業であるうえに、沖縄経済自身が資本市場をもたず(注21)有力な金融機関はすべてアメリカが支配するという情況のもとに置かれている。そのために独自的資本調達が困難であり、金利負担に悩まされていることは前述したとおりである。このような状態のもとで資本がその存立を維持し、蓄積を続けるためには「合理化」がおこなわなければならないし、矛盾が他に転嫁されねばならない。それは原料調達条件を通じて農民に移される。糖業審議会(注22)によって決定されるキビ価格が農民の生活を維持するものでないことはすでに述べたが、この他にも種々の方法がとられている。そのうちの主なものについて簡単に述べておくことにしよう。まず第1にあげなければならないのはトラッシュ(夾雑物)査定による減量買入れである。これは工場における

第12表 各製糖工場からのピラ

各製糖工場が全農家にくばった、トラッシュ(夾雑物)の基準についてしめたピラは次のとおりです。

製糖原料としての砂糖キビについたトラッシュ(夾雑物)は製糖工程、品質等に悪い影響をおよぼすだけではなく歩留を低下させ、製糖コスト高の原因となりますので収穫の際は左のことを行って下さい。

- (1) 梢頭部はキビ苗1本(無芽無根又は節白部より二節を除く)を切りとる程度
- (2) 根部は土の中に入った節間が急に短かくなった部分より切り除く
- (3) 調製はヒゲ根、土砂、側芽、青葉、枯葉、枯死茎グーラー、そ害茎その他原料価値のないものを除く
- (4) 青葉による結束はやめること
- (5) 新鮮原料を搬入すること。なお調製不良の原料についてはトラッシュ分を検討査定のうえ、減量いたしますので、糖業発展のためよく調製された砂糖キビを圃場から搬入されるよう皆様の御協力をお願いします。

各製糖工場

## 石 原 肇

る歩留りを上げるために措置で、第12表のような内容のものである。がこれは、キビ自体の糖度、品質の向上のためのものではなく、工場の負担を農民負担に転嫁させるにすぎないものである。

つぎに、形の上では保留されているが、原料搬入伝票の統制を通じて部分的には実施されている「搬入地域制」について触れておく必要がある。原料は工場の操業度に合わせて収穫され、搬入されているが、現在の搬入系路はつぎのごとくである。すなわち、会社側に原料担当の係長と担当員がおかれ、農協、部落単位に会社から委嘱された原料員が配置されている。原料員は会社側担当員の指示にもとづいて原料の集収をおこなうわけであるが、それは沖縄農村に残る封建的人間関係を通じておこなわれるところに特徴がある。そのため農民と会社の関係は必ずしも固定的でなく、現在のように原料が不足するとこれをめぐる資本相互の競争が激化する。これに対して「搬入地域制」は工場単位に原料搬入地域を固定しようとする制度である。この制度は客観的には会社側の農民に対する支配力の強化を促進するものであり、矛盾転嫁を容易にするものである。そのために農民の抵抗を必然的に誘発し、現在もなお全島的に実施されるにはいたっていない(注23)。

では、このような重荷を集中的に負わされている原料生産の状態はどうであろうか。現在、キビの作付面積が減少に向っており、耕作の内容も粗放化しつつあることは簡単に述べたが、これを農民の状態との関連でより詳しくみることにしよう。

沖縄の農業が戦前から零細であり、戦後は基地拡張によってさらに拍車がかけられたことは前に述べたが、これを琉球政府農業センサスから引用すれば第13表のとおりである。この表が示して

第13表 規 模 別 農 家 数

規模別	年 次		1955		1964	
	実 数	構成比	実 数	構成比	実 数	構成比
農 家 総 数 (例外規定農家含む)	91,667	100.0	77,129	100.0	77,129	100.0
5アール以下の例外規定農家	7,314	8.0	5,772	7.5	5,772	7.5
耕 種 農 家 (例外規定農家除く)	84,353	92.0	71,357	92.5	71,357	92.5
5~10アール未満	12,350	13.5	6,569	8.5	6,569	8.5
10~30 "	26,605	29.0	19,505	25.3	19,505	25.3
30~50 "	20,397	22.2	13,705	17.8	13,705	17.8
50~100 "	16,115	17.6	17,706	22.9	17,706	22.9
100~300 "	8,009	8.8	12,439	16.1	12,439	16.1
300アール以上	877	0.9	1,433	1.9	1,433	1.9

### 琉球政府統計庁農業センサス

いるように、1ヘクタール未満の農家が全体の82%を占めて居り、また50アール未満のそれが57.1%にも達している。現在、漸次形骸化されつつあるとはいえ、「食管法」によって一応「保護」されている本土の米作農家でさえ、1ヘクタール以下の経営面積では、その生活は必ずしも楽であるとはいえないであろう。まして耕作条件の悪い沖縄においてどうであるかは容易に推察できる。

そして、このような零細農家が生産の中心になっているのはキビ作の場合も同じである。経営規模別の農家数を示せば第14表のとおりである。それによれば50アール未満の農家が全体の71.5%を占め、1ヘクタール未満の農家を加えると実際に90.7%にものぼっている。さらに、このような零細性に加えて、所有関係の面から農業発展を阻害するものとして小作関係の存在を指摘しておかねばならない(注24)。

以上述べてきたような条件のもとで生産量を増大させ収入の増加をはかるためには反当収益を増

沖縄製糖産業の戦後過程とその問題点

第14表 キビ作経営規模別戸数

	1963~64		1964~65		1965~66		1966~67	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
キビ作農家総数	59,454	100	63,356	100	64,595	100	62,340	100
5アール未満	5,117	8.6	3,837	6.1	2,833	4.4	2,996	4.8
5~10アール未満	10,289	17.3	9,171	14.5	7,825	12.1	7,459	12.0
10~30"	21,060	35.4	21,269	33.6	20,554	31.8	20,513	32.9
30~50"	11,115	18.7	12,827	20.2	13,950	21.6	13,590	21.8
50~100"	8,844	14.9	10,923	17.2	13,220	20.5	11,964	19.2
100~150"	1,194	2.0	3,427	5.4	4,116	6.4	3,736	6.0
150アール以上	1,035	1.7	1,902	3.0	2,097	3.2	2,082	3.3

琉球政府農林局農業年報第8号より作成

加させるほかない。キビ作においても、台風等の自然災害を除けば1964—65年期まではたしかに増加をみている。しかし、このことはその反面において肥料、農薬等の使用量を増加させ、こうした資材の値上がりによって農業経営費を増加させていく。たとえば、1958年度における一世帯当たり農業経営費90.72ドルであったものが、1967年度には実にその3.2倍にあたる257.88ドルになっている。このような傾向は、商品経済の拡大と相まって農家の現金支出を増加させ、農民の暮らしを圧迫している。

だが基地経済の発展は一方で農民から土地を収奪し、その規模を一層零細化することによって農民を農業から押し出すばかりでなく、それを低賃金労働者として利用する道を作り出している。これを農民生活の側からみると兼業農家の増加となって現われる。たとえば1964年度の農業センサスによれば、農家総数77,129戸のうち専業農家は23,883戸にすぎず、全体の60%にあたる53,246戸

第15表 経営規模別農業所得の家計充足率

区分 年度	平均	1~3反	3~5反	5反~ 1町	1町以上
1960	39.4	22.1	33.8	50.7	68.9
1961	55.6	26.4	45.0	68.2	34.1
1962	51.8	23.7	44.2	66.4	91.9
1963	71.9	31.4	60.9	81.3	123.7
1964	52.8	26.1	48.1	69.9	75.7
1965	58.6	26.7	46.9	64.8	100.1
1966	51.3	28.1	45.0	56.9	76.2
1967	45.1	22.3	34.9	59.7	68.0

資料統計庁「世帯経済調査」

が兼業農家である。しかも、兼業農家のうちで農業を主としない農家が兼業農家数の63%にも達していることは大多数の農民が農業では生活できずまたしようともしていないことを意味するであろう(注25)。このよう状態は農業所得の家計充足率を示す第15表によって明らかであろう。だがこのような兼業農家の存在は他面では農民による賃労働が如何に不安定であるかを示すものもあるといわねばならない。とりわけ小作をしながらの兼業は事態の深刻さを表わしているといえよう。

ともあれ、こうした兼業化の進行はまず農業労働力に反映する。その第1は農業労働力の老化現象である。1960年における年令構成と1967年のそれを比較すると第16表のごとくである。これに加えて、新規学卒者による農業労働力の補充率は1967年度において必要人員の43.5%にすぎない。

第16表 農業就業者の年令別構成

	64才以上	50~64	40~49	30~39	20~29	15~19
1960年度	12.8%	23.9	18.1	18.6	14.9	11.7
1967年度	16.1%	28.5	20.8	18.5	7.7	8.4

琉球政府「沖縄農業の現状」より

## 石 原 隆

第17表

甘蔗の10アール当たり作業別労働時間

単位:時間

項目	年 度		1965		1966		1967		対 前 年 比	
	実 数	構 成 比	実 数	構 成 比	実 数	構 成 比	66 年 度	67 年 度	%	%
耕起及び植溝堀	8.56	3.4%	4.80	2.4%	5.20	2.6%	56.1	108.3		
基 肥	2.45	1.0	2.33	1.2	2.06	1.1	95.1	88.4		
採苗植付及び株揃い	10.59	4.4	8.40	4.2	7.31	3.6	79.1	87.0		
培 土	19.92	8.1	9.50	4.8	7.89	5.9	47.7	83.1		
中 耕 除 草	12.66	5.2	19.05	9.6	19.29	9.5	150.5	101.3		
追 肥	14.65	6.0	10.89	5.5	11.38	5.6	74.3	104.5		
剥 葉	28.58	11.7	22.21	11.2	23.59	11.7	77.7	106.2		
防 除	15.06	6.1	14.21	7.2	15.83	7.8	94.4	111.4		
収 穫	132.49	54.1	107.13	54.0	109.57	54.2	80.9	102.3		
計	244.93	100.0	198.49	100.0	202.13	100.0	81.0	101.8		

琉球政府統計庁「甘蔗生産費調査」

このような条件のもとにおけるキビ価格の下落はますます兼業へ重点を置かせることになり、その結果としてキビ作を粗放化に導かざるをえない。まず農作業時間の減少は第17表に示しているところであるが、これだけでは粗放化とはいえない。だが最も単位収量の多い夏植の割合が減少し、株出しの割合が年々増加していること、とりわけ4番収穫以上の株出が増加し、単位収量が減少している点を見るならば、これは明白に下降への方向を進んでいるものといわねばならないであろう(注26)。

こうして現在沖縄のキビ生産は、作付面積の減少によってその絶対量が減少しているのに加えて品質も低下しつつあるといわれている。だが、このような条件のもとで製糖資本による「合理化」が追求されればされるほど、その価格引下げの要求が強まれば強まるほど——他方では兼業がキビの低価格を可能にもしているのだが——その存立基盤を掘りくずすことになるであろう。このよう

な事実はつきの農民の声に象徴されているといえよう。すなわち「奄美に比較すると沖縄の方がキビ作にはより適しているといえる。だから今でも奄美並みの単位収量、歩留りをあげることは可能である。だが、それには相当な手間ひまがかかる。キビの値段を考えると、それだけ「出かせぎ」に行けば数倍かせげるから本気になれません」と。そして現在製糖資本の能力に比して原料生産が不足し操業日数が低下しつつある。

(注)

(14) 「保護」されているのは分密糖のみである。したがって、同法の客観的意味は本土精糖会社の国内産原料基盤の維持にあるといえよう。

(15) 糖価安定法は沖縄産糖を含めた国内産糖を安価な外国産糖と同一条件のもとで競争させるために設けた制度であり、上限、下限価格を定め、輸入安定資金おられより国産糖調整金の二種類の課徴金を課する。平均輸入価格が上限価格を越える場合には事業国は上限価格で売戻すため、精白糖資本の原料購入価格を安定させる機能をもっている。ただ、ここでは沖縄産糖に対する支配様式を中心にしているので

## 沖縄製糖産業の戦後過程とその問題点

- 同法は割愛することにした。詳細は桜井誠稿「いもでん粉、てん業価格政策」『農業協同組合』第15巻11号を参照されたい。
- (10) 琉球政府局「琉球統計年鑑」第11回157ページ  
(11) 人民, 1968年2月3日号  
(12) 同上  
(13) 桜井誠, 前掲論文  
(14) 桜井誠, 前掲論文  
(21) 沖縄の地元資本は同族会社的性格が非常に強く、若干の店頭売買がおこなわれる以外に株式市場といわれるものは存在しない。  
(22) 糖業審議会委員の構成はつきのとおりである。すなわち、原料生産者代表10名、分密糖業者代表3名、含密糖製糖業者代表2名、砂糖輸出業者代表2名、金融機関代表2名、学識経験者代表3名である。したがって、原料代生産者代表は総員22名のうち10名にすぎない。  
(23) 聞きとり調査によれば、現在も分密糖工業会は「一島一社制」とあわせて「搬入地域制」を全島的に実施したい意向であった。また農民、民主勢力のこれに対する抵抗も強まっているといわれる。  
(24) ここでは詳細には触れないが、1965年度において総耕作面積の10.6%である5,261ヘクタールの小作地が存在している。小作料の大部分が現金払であるが、一部では現物、労役による小作料も存在しており、近代的貸借関係とはいえないであろう。また、その小作料が、全農家に平均して、一世帯当たり経営総額の2%近くを占めている。  
(25) 農家の絶対数もたしかに減少しており、農業自体における階層分化の傾向もみえる。だが現在のところ農家の大分部を占めているのは兼業農家があるといえる。  
(26) 琉球政府農林局「糖業に関する資料」によれば、4番収穫あるいはその後の収穫は、全収穫のうち、1964~65年期4%, 1965~66年期12%, 1966~67年期21%となっている。聞き取り調査によれば、一応の限度は4番収穫までであるとのことである。

### おわりに

以上簡単に沖縄における製糖産業の戦後史を考察するとともにその問題点をさぐってきたのである

るが、その根底を貫くものはアメリカの沖縄政策であることが明らかになった。とりわけ1958年以降における米日共同支配の形態は製糖業ならびにキビ作農民の生活にまで色濃く反映している事実をみないわけにはゆかない。沖縄製糖産業に内在する矛盾はこうした米日共同支配の矛盾の一現象形態にほかならない。表面的にみれば、本土政府の「保護」措置によって、沖縄の製糖産業はなんとか成り立っているかのごとくみえる。だが資本主義社会においては価値法則は貫徹し、とりわけ現在において独占的高利潤の法則が貫徹する。したがって、これまでみたことから明らかなように前述した「保護」措置はその名称とはうらはらに沖縄製糖産業の支配と収奪の機構として機能しているのである。現在沖縄の製糖産業がかかえている矛盾も、現在の条件のもとでは資本主義的な解決の方向が追求されるであろう。それはキビ生産の資本主義化への道である。これは現在本土の農民が当面しているのと同じ問題である。けれどもこうした方向に進むことは数万戸の沖縄農家が農業から離れることを意味するであろう。現在ですら階層分化が徐々に進行しつつあるという事実はこのことを裏づけるものであるといえる。1972年には沖縄の施政権が日本に返還されるといわれている。しかし、前述したように基地は沖縄の政治経済の基礎に深く浸み透っているのである。サンフランシスコ体制が存続する限り、前述した方向での矛盾の解決はさけられないし、農民の苦難は今後とも続くであろう。そして全体としての矛盾はさらに激化するといえる。問題を根本的に解決するためには製糖産業の基礎であるキビ作の生产力を農民の団結と協同によって高める方向が追求されなければならない。

筆者一講師